

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集において
提出された意見及びそれらに対する考え方

(意見募集期間: 令和8年7月11日～同年8月10日)

意見提出者一覧

意見提出者 15件(法人等:0件、個人:6件、匿名:9件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人
2	個人
3	個人
4	匿名
5	個人
6	匿名
7	匿名
8	個人
9	匿名
10	匿名
11	匿名
12	匿名
13	匿名
14	匿名
15	個人

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
改正に賛成。意見書を提出しないことをもって不利益な取り扱いを受けないことを明らかにしてほしい。			
1	所管大臣又は都道府県知事の意見書の添付を任意とする改正に賛成します。意見書作成のための行政機関との調整は、都道府県だけでなく、申請する団体にとっても相当な負担となり、小規模な社会福祉団体、当事者団体、地域団体等が応募しにくくなる要因になり得るためです。 一方、改正後も意見書を任意に添付できる制度とする場合、意見書を添付した団体が審査上有利になり、行政機関との関係を持つ大規模団体と、意見書を得にくい小規模団体との間に格差が生じないようにする必要があります。 そのため、募集要領及び審査基準において、意見書を添付しないことを不利益に扱わない旨を明記してください。また、事業の公益性、実施能力、法令適合性等の確認に必要な事項については、意見書ではなく、標準化された申請項目や日本郵便による必要最小限の照会によって確認する仕組みとすることを求めます。 任意化後は、意見書の添付の有無別の応募数・採択率、団体規模及び地域別の状況を検証し、任意の意見書が事実上の推薦制度となっていないかを公表してください。 例えば、 地域の文化財・歴史資料の保存団体 災害で被災した文化資料の救出 青少年向けのマンガ・アニメ制作教育 障害者の創作・社会参加を支援する福祉団体 など、既存の10事業に実質的に該当する活動について、小規模な文化・福祉団体も申請しやすくすべきです。 【個人】	賛同の御意見として承ります。 意見書を提出しないことをもって不利益な取り扱いを受けないことについては、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）において周知することが適当であると考えます。 なお、意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきており、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その添付を任意とするものです。今回の改正に伴い、日本郵便により行われる寄附金配分の公募の手續において、申請項目が変更されることや新たに日本郵便から申請者へ照会する手續が追加されることは想定しておりません。	無
改正に賛成。配分対象となり得る事業の範囲を具体的に示すとともに申請前相談制度を整備してほしい。また、意見書を提出しないことをもって不利益な取り扱いを受けないことを明らかにしてほしい。			
2	所管大臣又は都道府県知事の意見書の添付を任意とする改正に賛成します。特に、既存の行政区分に収まりにくい新しい公益活動にとって、所管行政機関を特定して意見書を取得することは大きな申請障壁となり得るためです。	賛同の御意見として承ります。 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第5条第2項各号に掲げる事業（以下「寄附目	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	一方、意見書を任意化するだけでは、法律に定める「文化財の保護を行う事業」等の範囲が不明確なまま残り、申請団体及び審査担当者によって判断が分かれるおそれがあります。 例えば、地域に残るマンガ原稿、アニメーションの原画・動画・セル画・絵コンテ・設定資料・台本、刊本・雑誌・同人誌、ゲームソフト・実機・企画書その他の中間制作物について、散逸又は劣化を防ぐために収集、整理、目録化、修復、デジタル化、動作環境の保存、調査研究、展示及び教育活用を行う非営利団体があります。文化庁もマンガ、アニメ及びゲームの中間生成物等の保存・活用を政策的に進めています。現在の年賀寄付金の申請案内からは、これらが「文化財の保護」に該当し得るのか明確ではありません。 意見書の任意化に併せて、「文化財」を指定文化財や歴史的建造物、伝統工芸品等に過度に限定せず、社会的・文化的価値があり、散逸、廃棄、劣化又は再生不能化のおそれがある現代文化資料の保存・継承事業も、個別の内容に応じて対象となり得ることを、募集要領、Q&A及び申請事例に明記してください。 特に、マンガ・アニメ・ゲーム、映画、放送、出版、地域雑誌等のアーカイブについて、保存、調査、目録整備、デジタル化、展示及び社会教育への活用のどこまでが配分対象となり得るかを具体的に示し、申請前相談制度を整備することを求めます。 また、任意の意見書を添付できないことや、文化財としての指定・登録を受けていないことのみを理由として、一律に申請対象外又は審査上不利に扱わないことを明確にしてください。 文化庁は、マンガ、アニメ、ゲームについて、原画、絵コンテ、セル画、企画書などの「中間生成物」の保存・活用相談窓口を設け、産学館連携によるアーカイブを推進しています。さらにメディア芸術ナショナルセンター（仮称）でも、マンガ、アニメ・特撮、ゲームの中間生成物を収蔵・保存・活用する方針を示しています。つまり国の文化政策上は、これらは単なる商品在庫ではなく、文化の継承に必要な資料として扱われ始めています。 原画、動画、セル画、絵コンテ、設定資料、台本、撮影資料などを、散逸・廃棄から守り、整理、保存、デジタル化、調査、展示する事業、地域ゆかりの漫画家の原稿、絶版雑誌、地方出版物、同人誌、編	的に係る事業」という)の具体例については、日本郵便が公表している配分申請要領において記載されているところですが、申請団体の検討に資するよう、引き続き日本郵便において具体例の公表に努めていただくことが望ましいと考えます。 なお、申請前における寄附目的に係る事業の該当性についての相談については、日本郵便において受け付けております。 また、意見書を提出しないことをもって不利益な取り扱いを受けないことについては、日本郵便において周知することが適当であると考えます。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	集資料など、散逸のおそれがある資料を収集し、目録化、保存、公開する事業は、「文化財の保護」に近い構造を持っています。 【個人】		
複合的事業について、法定 10 事業への該当可能性を示す Q&A や事例集を整備してほしい。			
3	マンガ・アニメ・ゲームを用いた障害者の文化参加、情報保障、合理的配慮、就労支援、社会教育等の複合的事業について、法定 10 事業への該当可能性を示す Q&A や事例集を整備してほしい 現代の文化活動には、従来の行政分野に収まりにくい複合的な公益事業があります。例えば、聴覚障害者を含む参加者が台詞に依存せず制作・鑑賞できるサイレント漫画事業、視覚障害者向けの情景説明を備えた DAISY 対応音声ドラマ制作、同人誌即売会等における合理的配慮の標準化、障害者や高齢者が作品の舞台を訪問できるユニバーサルツアーリズム情報の整備、障害者が在宅でマンガ、イラスト、音声編集、校正等に参加する就労支援事業などが考えられます。 これらは、形式的にはマンガ・アニメ・ゲーム、イベント、観光又は制作業務に見えますが、実質的には障害者の文化的・社会的参加、情報保障、合理的配慮、就労及び青少年の社会教育を目的とするものです。また、その制作物、教材、実践記録等を整理・保存・公開することは、現代文化資料のアーカイブ形成にもつながります。 所管大臣又は都道府県知事の意見書を任意化するに当たっては、このような複数分野にまたがる事業が、所管の不明確さや名称だけを理由として排除されないよう、「社会福祉の増進」「文化財の保護」「青少年の健全な育成のための社会教育」等への該当判断を示す具体的な Q&A、事例集及び申請前相談の仕組みを整備してください。 特に、コンテンツを利用していることや、民間企業、イベント主催者、図書館、学校、福祉施設等と連携していることのみを理由として、商業目的の事業と一律に判断しないことを求めます。主目的、受益者、非営利性、成果の公開性及び社会的波及効果を実質的に審査すべきです。 【個人】	寄附目的に係る事業の具体例については、日本郵便が公表している配分申請要領において記載されているところですが、申請団体の検討に資するよう、引き続き日本郵便において具体例の公表に努めていただくことが望ましいと考えます。	無
「青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業」について、その対象の具体的な判断基準を示してほしい。			

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
4	「青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業」について、その対象を児童向けの体験活動や、刺激の少ない道徳的内容に限定して解釈しないよう、具体的な判断基準を示すことを求めます。 現代の中学生、高校生及び大学生年代の若者が直面する課題には、いじめ、差別、虐待、貧困、性暴力、性的同意、戦争、災害、自殺、依存、犯罪、闇バイト、カルト、ネット上のグルーミング、誹謗中傷、労働問題等があります。これらを扱うマンガ、アニメ、ゲーム、文学、映像、音声ドラマ等には、問題の実態を伝えるため、暴力、差別的言動、犯罪、自傷、性的問題その他の強い表現を含む場合があります。 しかし、問題となる行為を描写することと、その行為を肯定又は扇動することは異なります。個別の場面や表現だけを取り出して対象外とするのではなく、対象年齢、教育目的、作品全体の文脈、解説・討論・相談支援との組合せ、専門家・当事者の監修、年齢に応じた情報提供、社会的波及効果等を総合的に判断すべきです。 また、現在の倫理観から見て問題を含む過去のマンガ、雑誌、アニメ、ゲーム等についても、資料を廃棄又は不可視化するだけでなく、制作当時の社会状況や現在との価値観の違いを学ぶために、適切な解説とともに保存、展示及び教育活用する事業は、社会教育として対象となり得ることを明確にしてください。 意見書の添付を任意化するに当たっては、こうした新しく判断が難しい事業が、担当行政機関や審査者の個人的な「健全」「不健全」の感覚によって左右されないよう、Q&A、申請事例、申請前相談及び透明な審査基準を整備することを求めます。 社会教育法上の「社会教育」は、学校の教育課程外で、主として青少年・成人に対して行う組織的な教育活動です。したがって、中学生、高校生、大学生年代を対象とする上映会、読書会、マンガ制作、ゲーム体験、展示、討論、ワークショップなども、内容と実施方法によっては社会教育になり得ます。 日本郵便の現行ガイドでも、この区分の例は「小学生向け体験活動」だけでなく、少年院での文化芸能活動や、部活動指導員の育成・研修などを含んでいます。少なくとも、低年齢児童向けの娯楽・体験だけに限定された制度ではありません。	寄附目的に係る事業への該当性については、申請者が実施する事業の内容を踏まえて、個別具体的に判断されるべきものと考えております。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	むしろ社会教育には「扱いにくい題材」が必要 例えば、中高生や大学生向けに、 いじめ、差別、排除、障害、貧困 虐待、家庭内暴力、ヤングケアラー 戦争、災害、原発事故、植民地支配 性暴力、性的同意、ジェンダー、交際関係 自殺、依存症、精神疾患、孤立 闇バイト、犯罪、少年非行 カルト、陰謀論、ネット上の扇動 SNS いじめ、誹謗中傷、グルーミング ブラック労働、ハラスメント AI、監視、個人情報、創作倫理 などを扱うマンガ、アニメ、ゲーム、ドラマは考えられます。 これらを現実感をもって描けば、暴力、犯罪、差別発言、性的な問題、自傷、死など、一見すると「健全」と反対に見える場面が入ることがあります。しかし、それは描写している行為を推奨しているとは限りません。 例えば、 闇バイトへの勧誘と抜けられなくなる過程を描くゲーム デートDVや性的同意を扱うマンガ 戦争体験や空襲を描いたアニメ ネット上のグルーミングを扱うボイスドラマ いじめる側・傍観者・被害者の選択を考える分岐型作品 などは、表面上は暗く、場面によっては過激でも、鑑賞後の対話や教材と一体になれば、相当に有力な社会教育です。 判断すべきなのは「場面の有無」ではなく事業全体 制度上の判断基準として求めたいのは、次の区別です。 不適切な行為を描くことと、不適切な行為を肯定・扇動することは違います。 また、 青少年に現実の問題を考えさせる作品と、刺激だけを目的とした作品も違います。		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	したがって、作品中に暴力、犯罪、差別語、性に関する表現などがあるという一事だけで対象外にせず、 対象年齢が明確か 教育目的が具体的か 描写がテーマを理解するために必要か 行為を無批判に美化・扇動していないか 解説、討論、相談先情報などが用意されているか 専門家や当事者の監修があるか 年齢に応じた内容説明や閲覧区分があるか 学習成果や参加者の変化を確認できるか によって、事業全体を実質的に評価するべきです。 【匿名】		
意見書の提出を必須としていた趣旨及び任意とした場合にその趣旨に照らして問題ないか説明されたい。			
5	意見書の作成が負担なので、任意としますは理解できますが、意見書がなんの目的で必須とされていたのか、現在はその目的は不要となったのか、もしくはその目的は意見書を必須としなくても現在は達成できるのか？ 全く理解不能です。説明をお願いします。 【個人】	意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきており、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その提出を任意とするものです。	無
公共性を損なうため意見書の提出を任意とすることに反対。			
6	お年玉付き年賀はがきは、元々 公営の郵便局がやっている事で 宝くじ法・景品表示本からの特例除外を許されていたはずだ。 自治体側で使い道不明のまま寄付するなど、公共性を損なう事やっていいとは思えない。 また、先日 郵政完全民営化の計画が報道されていたが、もし 完全民営化すれば、この お年玉付き年賀はがきの公共性も消え、そのままでは「お年玉付郵便葉書等に関する法律」による例外扱いも許されなくなるだろう。 自治体側で「負担だ」というなら、法的にその資格が有る大臣が、意見書を出せば良いではないか。	意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきており、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その提出を任意とするものです。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	それが嫌なら、自治体に地方交付金をきちんと払い、地方行政の多忙を改善すべきだろう。 【匿名】	本件による改正後においても、寄附金の配分に関する決定について総務省が認可をしようとするときは、法第11条に基づき、寄附目的に係る事業を所管する大臣への協議及び情報通信行政・郵政行政審議会への諮問をしなければならないこととされており、今回の改正により、寄附金配分の決定のプロセスにおける審査の質や透明性が損なわれるものではないと考えております。	
寄附目的に係る事業について内容が重なるものは統合してもよいのではないか。			
7	1. 社会福祉の増進を目的とする事業 2. 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 3. がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業 4. 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業 5. 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 6. 文化財の保護を行う事業 7. 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業 8. 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業 9. 開発途上にある海外の地域からの留安全国（又は研修生）の援護を行う事業 10. 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 2. 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業 5. 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業 は統合して良いと思います。内容が重なるので	本件は、意見書について、その提出を任意とすることを内容とする改正案に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であることから、必要に応じ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	【匿名】		
意見書を提出しない場合に不利益に取り扱われないことを明らかにしてほしい。また、意見書を提出しない申請団体に対する、客観的な適格性審査基準を明確にし、事前に公表してほしい。			
8	【意見1】 該当箇所： お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 第一条 (および、お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 第二条) 意見の趣旨： 意見書の添付任意化に伴う「審査の不公平性」および「自治体の負担軽減効果の形骸化」を防ぐため、募集要項や審査基準において「意見書の有無が審査の有利・不利に一切影響しないこと」を明記・公表することを求めます。 意見の理由： 今回の改正により意見書の添付が「任意」とされますが、申請団体側には「意見書が添付されている方が、客観的な信頼性が高く審査で有利になるのではないか」という心理的懸念が生じます。その結果、落選を避けるために多くの団体が従来通り知事等へ意見書の作成を依頼し続け、自治体の調整負担軽減という本来の狙いが達成されない（形骸化する）恐れがあります。また、自治体によって発行対応にバラつきが生じた場合、団体の所在地によって審査上の有利・不利が生じる懸念もあります。 具体的な改善提案： 法令の改正と併せて、日本郵便が定める募集要項または審査規程の中に、「意見書の添付の有無は、審査の可否および評価点数に一切影響を及ぼさない」旨を明文化し、事前に公表することを運用の基本方針として定めてください。これにより、団体の不要な心理的負担と自治体の業務負担を確実に軽減できます。	意見1について、意見書を提出しないことをもって不利益な取り扱いを受けないことについては、日本郵便において周知することが適当であると考えます。 意見2について、意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきており、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その提出を任意とするものです。本件による改正後においても、寄附金の配分に関する決定について総務省が認可をしようとするときは、法第11条に基づき、寄附目的に係る事業を所管する大臣への協議及び情報通信行政・郵政行政審議会への諮問をしなければならないこととされており、今回の改正により、寄附金配分の決定のプロセスにおける審査の質や透明性が損なわれるものではないと考えており、「客観的な適格性審査基準」を作成することは考えておりません。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	【意見 2】 該当箇所： お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 全般（審査および認可プロセス） 意見の趣旨： 意見書を添付しない申請団体に対する、代替となる「客観的な適格性審査基準」を明確にし、ガイドライン等で事前に公表することを求めます。 意見の理由： 現行制度では所管大臣や都道府県知事の意見書が公的スクリーニングの役割を果たしていましたが、これが任意化されることで、日本郵便による審査の客観性と、総務大臣による認可プロセスの透明性をいかに担保するかが課題となります。意見書の有無が混在する中で、明確な代替基準が示されない場合、審査の公平性が疑われるリスクがあります。 具体的な改善提案： 省令の施行に合わせ、意見書を提出しない団体が自己証明として提出すべき代替書類（例：直近 2 年から 3 年の活動実績報告書、決算書、または NPO 法人等の認証書の写しなど）や、日本郵便側での適格性チェックリストを記した「審査ガイドライン」を策定・公表してください。これにより、行政の手間を増やすことなく、審査の質と透明性を容易に担保することができます。 【個人】		
寄附金の使途を調査すべき。			
9	寄付金の使途を調査しよう 【匿名】	寄附金の配分を受けた団体は、法第 7 条第 4 項に規定する配分金の使途についての監査に応じなければならないこととされており、配分金に係る事業完了の翌年度に、日本郵便	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
		により、配分金の入出金状況の確認や事業の実施状況について監査が行われております。	
改正に賛成。寄附金の使途及び内訳の金額は積極的に公表すべき。			
10	基本的に合理化であれば賛成である。 しかしながら、使い道及び使った先の内訳金額は積極的に公表すべきである。 【匿名】	賛同の御意見として承ります。 なお、日本郵便が寄附金の配分に関する決定について総務省の認可を受けようとするときは、 ①配分団体の名称及び住所 ②配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 ③配分団体ごとの配分すべき額 を記載した申請書を提出することとされており、申請書については、審議会諮問における資料として公表されております。	無
チェック機能を弱める方向の改正は、国民の信頼を損なう恐れがあるため、透明性の向上、監査機能の強化、使途の見直し、新規団体の審査基準の厳格化など、信頼性を高めるための改善をすべき。			
11	1. はじめに 本改正案は、年賀寄附金の配分団体に関する事務手続の簡素化を目的として、「都道府県の意見書添付を任意とする」ことを中心とした内容となっている。 しかし、国民の寄附金を扱う制度として、今回の改正は透明性・公平性・監査機能の観点から重大な懸念を抱かざるを得ない。 本意見では、現行制度の問題点を整理し、国民の信頼を確保するために必要な改善策を述べる。 2. 現行制度の問題点 (1) 寄附金の使途に関する透明性の不足 年賀寄附金は国民の善意によって成り立つ制度であるにもかかわらず、「どの団体にいくら配分され、どのように使われたか」という詳細な情報が十分に公開されていない。	2(1)について、日本郵便が寄附金の配分に関する決定について総務省の認可を受けようとするときは、 ①配分団体の名称及び住所 ②配分団体ごとの寄附金を使用して行おうとする事業の概要 ③配分団体ごとの配分すべき額 を記載した申請書を提出することとされており、申請書については、審議会諮問における資料として公表されております。 2(2)について、寄附金の配分を受けた団体は、法第7条第4項に規定する配分金の使途についての監査に応じなければならないこととされており、配分金に係る事業完了の翌年度に、日本郵便により、配分金の入出金	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	総務省は「使途報告書を提出させている」と説明するが、その内容は国民が容易に確認できる形では公開されておらず、配分額の根拠や審査過程も不透明である。 寄附金の使途が国民に見えない状態は、公益制度として望ましくない。 寄附金は税金ではないが、国民の信頼を基盤とする点では公的資金と同様であり、透明性の確保は不可欠である。 （２）監査機能の脆弱さ 現行制度では、団体の審査・監査は主に書類審査に依存している。しかし、書類審査だけでは不正や不適切な運用を防ぐことはできない。 外国人労働者関連の登録支援機関や監理団体の例を見れば明らかであり、毎月のように取消・停止処分が公表されている。 虚偽書類、研修計画の不履行、賃金未払い、失踪者大量発生など、「書類上は問題ない」団体が実際には不正を行っていた事例が多数存在する。 このような状況で、年賀寄附金制度においても書類審査中心の監査を続けることは危険である。 寄附金の使途が適切かどうかを確認するためには、実地検査や第三者による評価が不可欠である。 （３）都道府県意見書の任意化によるチェック機能の低下 今回の改正案では、「都道府県の意見書作成のための調整が負担である」という理由で、意見書添付を任意とすることが提案されている。しかし、都道府県の意見書は、総務省以外の外部の目として唯一機能していたチェック機能である。 これを任意化することは、新規団体の参入に対する審査の厳格性を低下させ、不透明な団体が紛れ込むリスクを高める。 「負担だからやめる」という理由は、国民の寄附金を扱う制度としては不適切であり、本来ならば負担軽減のための体制強化やデジタル化を検討すべきである。	状況の確認や事業の実施状況について監査が行われております。 ２（３）及び（５）について、本件による改正後においても、寄附金の配分に関する決定について総務省が認可をしようとするときは、法第 11 条に基づき、寄附目的に係る事業を所管する大臣への協議及び情報通信行政・郵政行政審議会への諮問をしなければならないこととされており、今回の改正により、寄附金配分の決定のプロセスにおける審査の質や透明性が損なわれるものではないと考えております。 ２（４）について、本件は、意見書について、その提出を任意とすることを内容とする改正案に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であることから、必要に応じ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。 ３について、いただいた改善策については、必要に応じ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	(4) 昭和 24 年の価値観のまま固定された「10 の事業」寄附金の使途として法律に定められた「10 の事業」は、昭和 24 年の戦後復興期の価値観を反映したものである。 特に「開発途上地域からの留学生・研修生の援護」は、当時の国際復帰の文脈で設けられた項目であり、現代の社会状況とは大きく乖離している。 現在では、海外研修生・留学生支援は別予算で十分に確保されており、年賀寄附金で重複して支援する必要性は低い。 国民の多くは「国内の困窮者支援を優先すべき」と考えており、寄附金の使途が現代の国民感情と合致していない。 (5) 新規団体の参入ハードルが下がることによるリスク 意見書の任意化は、新規団体の参入ハードルを下げることにつながる。 しかし、監査機能が弱い現状で参入ハードルを下げることは、不正団体や実態の乏しい団体が寄附金を受け取るリスクを高める。 公益法人や補助金団体の不正が毎年のように発覚している現状を踏まえれば、新規団体の審査はむしろ厳格化すべきであり、チェック機能を弱める方向の改正は不適切である。 3. 改善策（全体的な改善） (1) 使途報告書の全面公開 寄附金の使途を国民が確認できるよう、配分団体の名称、配分額、事業内容、成果、支出内訳を毎年公開するべきである。 PDF ではなく、検索可能な形式で公開することで、国民が容易に確認できるようにすることが望ましい。 (2) 監査機能の強化 書類審査だけでは不十分であるため、以下の改善が必要である。 実地検査の義務化 第三者委員会による評価 不正発覚時の厳格な処分 監査結果の公開		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	監査体制の人員強化 国民の寄附金を扱う制度として、監査機能の強化は不可欠である。 （３）都道府県意見書の維持（むしろ強化） 意見書は外部チェックとして重要であり、任意化ではなく維持すべきである。 負担軽減のためには、以下の改善が考えられる。 デジタル化による意見書作成の効率化 標準様式の整備 事務負担軽減のための支援体制の構築 チェック機能を弱めるのではなく、負担を軽減しつつ維持することが望ましい。 （４）寄附金の使途（10の事業）の見直し 昭和24年の価値観のまま固定された使途項目は、現代の社会状況と合致していない。 特に海外研修生援護は、現代では別予算で十分に確保されており、寄附金の使途としての優先順位は低い。 以下の観点から見直しが必要である。 国内の困窮者支援の強化 子ども・高齢者・障害者支援の充実 地域社会の安全・防災 現代の国民感情に合致した使途への再構成 （５）新規団体の審査基準の厳格化 新規団体の参入は慎重に行うべきであり、以下の基準を設けることが望ましい。 実績のある団体に限定 財務状況の厳格な審査 事業内容の妥当性の確認 役員構成の透明性 不正歴の有無 第三者評価の義務化		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	参入ハードルを下げるのではなく、むしろ厳格化することが必要である。 4. おわりに 年賀寄附金制度は、国民の善意によって支えられてきた歴史ある制度である。 だからこそ、透明性・公平性・監査機能の確保は不可欠であり、今回の改正案のようにチェック機能を弱める方向の改正は、国民の信頼を損なう恐れがある。 本意見で述べたように、現行制度には改善すべき点が多く存在する。 国民の寄附金を扱う制度として、透明性の向上、監査機能の強化、使途の見直し、新規団体の審査基準の厳格化など、 信頼性を高めるための改善が求められる。 国民の善意が適切に活かされる制度となるよう、慎重な検討と改善を強く求める。 以上 【匿名】		
寄附目的に係る事業について、寄附目的が不適切な事業は除外されるべき。			
1 2	法律で定める 10 の事業（お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項） 9. 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業 →日本国の学生が困窮している現状と未来の国力の担い手である帰化歴がない生まれも育ちも日本国民の学生にのみ援助とし、海外の学生については自国の国費留学などで行って貰うのが当たり前ですので、援護は不要だと考えます。 10. 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業 →太陽光パネル利権により壊された自然の回復費用に当てるのが優先されるため、海外への支援へ使うのは国内にある自然破壊や山火事と	本件は、意見書について、その提出を任意とすることを内容とする改正案に対する意見募集であり、御意見については、本意見募集の対象外であることから、必要に応じ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	なる原因になる太陽光パネルを全て撤去し自然が元の通りに回復するまで除外されるのが望ましいと思われます。 【匿名】		
分権提案への対応を改正趣旨とするのであれば、事業所管大臣の意見書の添付を任意とする必要はない。			
1 3	本改正案に反対します。 分権提案への対応を改正趣旨とするのであれば、都道府県知事の意見書の添付を任意とすることで十分であり、事業所管大臣の意見書の添付を任意とする必要はありません。 【匿名】	意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきており、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その提出を任意とするものです。	無
都道府県による意見書作成の負担は理解できるが、配分を希望する団体の妥当性は厳正に審査すべきである。			
1 4	都道府県による意見書作成の負担は理解できるが、配分を希望する団体の妥当性は厳正に審査すべきである。 そのため、以下のいずれかの措置を講じるべきである。 1. 意見書の添付は必須としつつ、一定の審査基準に照らして問題がない場合は理由の記載は不要とする。 2. 意見書の添付は任意にする代わりに、国民及び都道府県から一定期間異議申立てを受け付ける。 また、近年の物価動向を踏まえるとともに、お年玉付郵便葉書等の魅力を高めるため、お年玉の景品の上限を 50~100 万円程度まで引き上げ、下位等級の景品も若者に好評な物(例として、人気アーティスト及びアニメキャラクター等のグッズ)を加えるべきである。 【匿名】	本件による改正後においても、寄附金の配分に関する決定について総務省が認可をしようとするときは、法第 11 条に基づき、寄附目的に係る事業を所管する大臣への協議及び情報通信行政・郵政行政審議会への諮問をしなければならないこととされており、今回の改正により、寄附金配分の決定のプロセスにおける審査の質や透明性が損なわれるものではないと考えております。 いただいた改善策については、必要に応じ、今後の政策検討の参考とさせていただきます。	無
大臣又は都道府県知事の意見書の添付義務を廃止することに、絶対に反対する。			
1 5	大臣又は都道府県知事の意見書の添付義務を廃止（又は任意化）することに、絶対に反対する。 理由は次のとおりである。 1. 本件改正の理由が「面倒（事務負担の軽減）」以外に見当たらないこと	意見書については、日本郵便が、申請者に関する十分な情報を有していないことから、情報の不足を補うことを目的として、提出を求めているものですが、近年インターネット等による情報開示が進み、日本郵便が自ら申請者の情報を取得できる環境が整ってきてお	無

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	現行の施行令第2条第2項は、「申請書には、当該寄附金の寄附目的に係る事業を所管する大臣又は都道府県知事の意見書、定款、寄附行為その他総務省令で定める書類を添付しなければならない」と明確に義務付けている。この義務を削除又は「添付することができる」程度の任意規定に改める提案は、過去の地方分権改革提案等で指摘された「都道府県等の事務負担」を主たる根拠としているものと理解する。 しかし、「面倒だから」「負担が大きいから」という理由のみで、長年維持されてきた公的審査の仕組みを廃止することは、制度の根幹を軽んじるものである。行政の便宜や事務簡素化は重要だが、それだけを根拠に国民の善意の寄附金（年賀寄付金）の適正配分を担保する仕組みを弱めることは、許されない。 2. 意見書は単なる形式ではなく、適正配分を担保する実質的なセーフガードであること 年賀寄付金は、国民が年賀はがき等を購入する際に付加された純粋な善意の浄財である。その配分先の選定には、申請団体・申請事業が法律第5条第2項に掲げる10の事業のいずれかに該当するか、先駆性・社会性・実現性・緊急性等の観点から優先されるべきものかを、公的な立場から確認する必要がある。 大臣又は都道府県知事の意見書は、まさにその確認を担う唯一の公的意見であり、日本郵便株式会社及び総務省が適正かつ容易に審査を行うための不可欠な資料である。これを義務から外した場合、申請の形式的審査に偏り、不適切な団体や事業への配分リスクが高まる。 「面倒」を理由にこのチェック機能を廃止することは、寄附者の意思を軽視し、制度の信頼性を自ら毀損する行為にほかならない。 3. 事務負担の軽減は運用改善で十分可能であり、制度廃止は不要であること すでに令和5年地方分権改革提案を踏まえ、意見書作成部署の弾力化等の運用見直しが行われている。さらに、様式の統一、オンライン化、標準的な意見記載項目の明示など、運用面の工夫で負担を大幅に軽減できる。	り、意見書の活用場面は限定的になっていることなどから、今回の改正により、その提出を任意とするものです。 本件による改正後においても、寄附金の配分に関する決定について総務省が認可をしようとするときは、法第11条に基づき、寄附目的に係る事業を所管する大臣への協議及び情報通信行政・郵政行政審議会への諮問をしなければならないこととされており、今回の改正により、寄附金配分の決定のプロセスにおける審査の質や透明性が損なわれるものではないと考えております。	

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	にもかかわらず、義務そのものを廃止（任意化）する必要は全くない。負担軽減を図りつつ義務を維持することこそが、行政の責任ある対応である。 4. 結論 本件改正案が「事務負担の軽減（面倒の解消）」以外に実質的な理由を示していない以上、大臣又は都道府県知事の意見書の添付義務を廃止又は任意化する改正には、断固反対する。 現行の義務規定を維持し、必要に応じて運用の更なる合理化を図るべきである。寄附金の適正配分という制度の本旨を、行政の便宜に優先させることを強く求める。 以上の意見を提出する。 【個人】		